GILSP 遺伝子組換え微生物経済産業省告示の見直しについて

1. 背景

GILSP 遺伝子組換え微生物経済産業省告示(経済産業省 GILSP リスト)別表第一「宿主及びベクター」については、現在、大腸菌(*Escher i chia coli*) B 株、K12 株及びそれぞれの各由来株を特定して表記する形となっている(別紙「現行」部分参照)。

一方、厚生労働省告示の GILSP リスト及び文部科学省告示の認定宿主ベクター系リストでは、大腸菌については「Escherichia coli B株及びその由来株」というように、各由来株を列記するのではなくまとめて記載している(参考1及び2参照)。

なお、厚生労働省告示では、大腸菌の由来株について、注釈(2)で「別表第一の宿主の欄に株名の記載がない場合には、病原性及び毒素産生性のない株に限るものとする。」との条件を付記し、範囲を限定している。

2. 改正案について

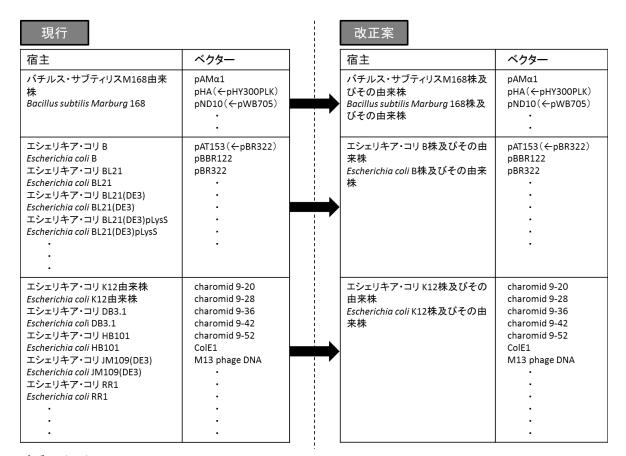
大腸菌 B 株、K12 株及びバチルス・サブティリス M168 株それぞれの由来株については、国立感染症研究所や日本細菌学会のバイオセーフティレベル(BSL)分類において BSL1 に位置づけられるなど病原性がないことが確認されていること、及び安全に長期間利用した歴史があることから、全体として GILSP の基準を満たしていると見做すことができる。また、他省告示との一貫性確保、リストの簡素化及び事業者の利便性向上の観点から経済産業省 GILSP リストにおいても大腸菌 B 株、K12 株及びバチルス・サブティリス M168 株の由来株をまとめる形で掲載することとしたい。

ただし、病原性及び毒素産生性のある由来株を GILSP 遺伝子組換え微生物として 認めるべきでないことから、厚生労働省 GILSP リスト同様に、注釈に「病原性及び 毒素産生性のない株に限るものとする」との条件を付記することとしたい。

なお、「病原性及び毒素産生性のない株」に該当するか否か事業者が判断する際の参考とすべく、現行経済産業省告示に掲載されている各由来株については、NITEの HP で参考として掲載することとしたい。

¹ 国立感染症研究所病原体等安全管理規程別冊1 「病原体等の BSL 分類等」

⁽https://www.niid.go.jp/niid/images/biosafe/kanrikitei3/Kanrikitei3_1006_1.pdf) 及び日本 細菌学会「病原細菌の BSL レベル」(http://jsbac.org/archive/04-12bsl_level.html)



注釈(3)

長期利用等によって GILSP とされている宿主のアスペルギルス・オリゼ (Aspergi/lus oryzae)、コリネバクテリウム・グルタミカム (Corynebacterium glutamicum)、ゲオバシラス・ステアロサーモフィラス (Geobaci/lus stearothermophi/us)、サッカロミセス・セレビシエ (Saccharomyces cerevisiae) については、株の違いを問わず別表第一に記載されている宿主とする。また、エシェリキア・コリ K12 株 (Escherichia co/i K12 株)の由来株、エシェリキア・コリ B 株 (Escherichia co/i B 株)の由来株、バチルス・サブティリス M168 株 (Baci/lus subtilis Marburg 168 株)の由来株については、病原性及び毒素産生性のない株に限るものとする。

以上

【参考1】厚労省告示の GILSP リスト (注釈含む)

別表第一(一)

宿主	ベクター
Escherichia coli B株及びその由来株	pCZ(pBR322 由来)
	pET-3a(pBR322 由来)
	pET-21a(+)
	pET-22b (+)
	pET-28a (+)
	pGEX-5X-1
	pW6A
	pWF6A
Escherichia coli K12株及びその由来株	pACYC184
	pAT153(pBR322 由来)
	pBEU17 由来
	pBluescript KS(-)
	pBluescript KS(+)
	pBluescript KSN(+)
	pBluescript SK(-)
	pBluescript II SK(+)
	pBluescript II SK(+)Δplac
	nRD299

(注釈) ※抜粋

(2) 別表第一の宿主の欄に株名の記載がない場合には、病原性及び毒素産生性のない株に限るものとする。

【参考2】文科省告示の認定宿主ベクター系リスト

別表第1 (第1条関係)

区 分	名	称	宿主及びベクターの組合せ
1 B1	(1) EK1		Escherichia coli K12株、B株、C株及び株又はこれら各株の誘導体を宿主とし、プラスミド又はバクテリオファージの核酸であって、接合等により宿主以外の細菌に伝達されないものをベクターとするもの(次項(1)のEK2に該当するものを除く。)